

お客様各位

2013年3月吉日

センワマリタイムエージェンシー株式会社
ウェストウッド SHIPPING LINES

**危険品輸送に関する米国規則 49CFR
(Emergency Response Communication Standards)に関するお知らせ**

貴社ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、米国運輸省により米国輸出入の危険品貨物に対する緊急連絡先情報の規則(49CFR172.604)のルールが改定されていることかねてよりご案内のとおりですが、今回、危険品明細書の緊急連絡先欄について、下記対応をお願いいたしたく重ねてご案内申し上げます。

- 1) 24時間体制にて英語での対応により、危険物の性状、防災処置等につき熟知しておりかつ適切な指示を与えることができ、責任をとる能力を有するものの氏名または名称及び住所・国際電話番号を記入する。電話番号は国際通話のための国番号/地域番号/局番号/加入者番号すべてを含む必要があります。
- 2) CHEMTREC 等の情報提供機関を利用されているお客様に対しまして、ご登録の会社名(OFFEROR)又は、ご契約番号のいずれかを危険物明細書上の緊急時連絡先の前後もしくは上下に明確に記載する

詳細に関しましては下記HPをご参照ください。

<http://edocket.access.gpo.gov/2009/pdf/E9-24799.pdf>

何卒ご理解とご協力の程、宜しく願い申し上げます。

以上